解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

広島県三原市中之町五丁目九番三号

合同会社エムシップ

清算人　前川　義宏

解散公告

当法人は、平成三十年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

徳島県海部郡美波町奥河内字本村一一番地

特定非営利活動法人らいとはうす

代表清算人　米澤　隆志

解散公告

当社は、平成三十年一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

高知県四万十市下田一三五四番地

株式会社大杉商店

代表清算人　大杉　昌男

解散公告

当社は、平成三十年二月五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

大分市大字羽田九七番地の一

株式会社金肉屋フードサービス

清算人　吉岩　大悟

解散公告

当社は、平成三十年二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

大分県豊後大野市清川町六種一三三〇番地

有限会社深田木材工業

清算人　深田　武男

解散公告

当社は、平成三十年二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

大分県宇佐市大字四日市二三二番地の一

大樹株式会社

代表清算人　原田　弘志

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

香川県坂出市江尻町一六四七番地六五

社団法人香川県資源研究所

代表清算人　前田　宗一

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年一月四日和歌山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中ノ川五六七番地

中ノ川生産森林組合

清算人　久原　章功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市愛国東三丁目三九番地二三三九、最後の住所北海道釧路市文苑四丁目五九番一七号　被相続人　亡　遠藤　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

北海道釧路市浦見三丁目四番一四号今法律事務所　相続財産管理人　岡澤　史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市金古町五五八番地、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田三一二七番地一　被相続人　亡　髙木　友好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

群馬県前橋市昭和町二丁目一三番一号茂木ビル一〇三号　鈴木智之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区柿の木坂二丁目二九番、最後の住所富山県高岡市広小路二番六―六〇七号　信開ドムス広小路

被相続人　亡　庄司　祥子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

富山県高岡市中川上町一〇番一四号ソーラービル三階A室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野市松代町東条二一二七番地、最後の住所長野市松代町東条二一三九番地

被相続人　亡　樋口　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

長野市稲田二丁目五六番二四号深雪ビル一階

相続財産管理人　司法書士　宮川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市長江本町二八番地、最後の住所長野県長野市大字南長野西後町一六三七番地エクセリオンヒルズ後町三〇一号

被相続人　亡　三浦　公子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

長野県長野市岡田町一六六―一森ビル新館八階―三

相続財産管理人　弁護士　小林　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市若草町一八番地、最後の住所滋賀県彦根市宇尾町七〇番地四（二〇二号）

被相続人　亡　山下　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階

相続財産管理人　生駒　英司

第55期決算公告

平成30年2月26日

東京都荒川区荒川1丁目50番18号

株式会社タカヤス

代表取締役　井上　惠子

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,974	流動負債	445
固定資産	2,528	固定負債	3
有形固定資産	2,113	株主資本	6,052
無形固定資産	0	資本金	48
投資その他の資産	414	資本剰余金	1,848
		資本準備金	1,748
		その他資本剰余金	100
		利益剰余金	4,248
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	4,232
		（うち当期純損失）	(3)
		自己株式	△92
資産合計	6,502	負債・純資産合計	6,502